吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める書面)

(簡易吸収合併)

2020 年4月1日 株式会社メンバーズ

東京都中央区晴海一丁目8番10号 株式会社メンバーズ 代表取締役社長 剣持忠

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社エンゲージメント・ファースト(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)、株式会社メンバーズキャリア(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)、株式会社メンバーズエッジ(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)、株式会社メンバーズシフト(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)、株式会社メンバーズデータアドベンチャー(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)、株式会社メンバーズゴーエックスワン(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)および株式会社メンバーズメディカルマーケティング(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます)を行いました。

会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の定めに従い、次のとおり本合併に係る 事項を記載した書面を備え置くこととします。

- 1. 本合併が効力を生じた日 2020 年 4 月 1 日
- 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングは当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定により本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズ ユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングは当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定により株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズ ユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングでは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過

株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズ ユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングは、会社法第789条第2項 の規定に基づき、2020 年2月7日付の官報にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行い、また、2020年2月7日付で知れている債権者に対して個別の催告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第796条の2の規定による本合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、当社は会社法第797条の規定による反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 7 日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングの資産・負債およびその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 本合併による変更の登記をした日

当社の変更登記申請及び株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングの解散登記申請は、2020年4月3日に行う予定です。

7. 前各号に掲げる事項のほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に定める書面)

(簡易吸収合併)

2020年2月7日 株式会社メンバーズ

東京都中央区晴海一丁目8番10号 株式会社メンバーズ 代表取締役社長 剣持 忠

吸収合併に関する事前開示書面

当社は、2020 年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社エンゲージメント・ファースト(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)、株式会社メンバーズキャリア(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)、株式会社メンバーズエッジ(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)、株式会社メンバーズシフト(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)、株式会社メンバーズシフト(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)、株式会社メンバーズユーズデータアドベンチャー(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)、株式会社メンバーズユーエックスワン(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)および株式会社メンバーズメディカルマーケティング(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます)を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第 794 条第1項及び会社法施行規則第 191 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

- 1. 吸収合併契約の内容(会社法第794条第1項) 別紙1のとおりです。
- 2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号) 完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
- 3. 新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 191 条第 2 号) 該当事項はありません。
- 4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第191条第3号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容 別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象 該当事項はありません。
- 5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象(会社法施行規則第 191 条第 5 号) 該当事項はありません。
- 6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第191条第6号) 本合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。 また、本合併後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、予測されていません。

よって、本合併により、当社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

別紙1 吸収合併契約書

株式会社エンゲージメント・ファースト

株式会社メンバーズキャリア

株式会社メンバーズエッジ

株式会社メンバーズシフト

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

株式会社メンバーズユーエックスワン

株式会社メンバーズメディカルマーケティング



吸収合併契約書

(吸収合併存続会社)株式会社メンバーズ(以下「甲」という。)及び(吸収合併消滅会社)株式会社エンゲージメント・ファースト(以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収合併)

- 1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅 会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)を行う。
- 2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲(吸収合併存続会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズ
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 - ② 乙(吸収合併消滅会社)
 - 商 号 株式会社エンゲージメント・ファースト
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号

第2条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条(合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条(乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新 株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第5条(資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条(簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ず に行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第7条 (権利義務の承継)

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

第8条(従業員の承継)

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員(以下「乙従業員」という。) を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの 詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって それぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合 には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第10条(本契約の変更・解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第 12 条 (公表)

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表(取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。)については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第13条(費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用(弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。)について、各自これを負担する。

第14条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報(以下「秘密情報」という。)を第三者(自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。)に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
- 2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者(以下「受領当事者」 という。)の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
- 3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第15条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】



本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020年1月23日

甲:東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社メンバーズ 代表取締役 剣 持

乙:東京都中央区晴海一丁目8番10号 株式会社エンゲージメント・ファースト 代表取締役 原 裕



40,000円 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,00000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,0000 40,00

吸収合併契約書

(吸収合併存続会社)株式会社メンバーズ(以下「甲」という。)及び(吸収合併消滅会社)株式会社メンバーズキャリア(以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収合併)

- 1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅 会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)を行う。
- 2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲(吸収合併存続会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズ
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 - ② 乙(吸収合併消滅会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズキャリア
 - 住 所 東京都品川区西五反田七丁目 25 番 5 号

第2条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条(合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条(乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新 株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第5条(資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条(簡易合併·略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、 本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任 意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第7条 (権利義務の承継)

甲は、2019年3月31日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

第8条(従業員の承継)

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員(以下「乙従業員」という。) を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの 詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって それぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合 には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第10条 (本契約の変更・解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第12条(公表)

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表(取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。)については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第13条(費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用(弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。)について、各自これを負担する。

第14条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報(以下「秘密情報」という。)を第三者(自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。)に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
- 2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者(以下「受領当事者」という。)の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
- 3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第15条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各1通を保有する。



2020年1月23日

甲:東京都中央区晴海一丁目8番10号 株式会社メンバーズ 代表取締役 剣 持 忠

乙:東京都品川区西五反田七丁目 25 番 5 号 株式会社メンバーズキャリア 代表取締役 嶋 津 靖



吸収合併契約書

(吸収合併存続会社)株式会社メンバーズ(以下「甲」という。)及び(吸収合併消滅会社)株式会社メンバーズエッジ(以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収合併)

- 1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅 会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)を行う。
- 2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲(吸収合併存続会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズ
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 - ② 乙(吸収合併消滅会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズエッジ
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号

第2条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条(合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条(乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新 株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第5条(資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条(簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、 本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任 意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ず に行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第7条 (権利義務の承継)

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

第8条(従業員の承継)

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員(以下「乙従業員」という。) を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの 詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって それぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合 には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第 10 条 (本契約の変更・解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第12条(公表)

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表(取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。)については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第13条(費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用(弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。)について、各自これを負担する。

第14条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報(以下「秘密情報」という。)を第三者(自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。)に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
- 2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者(以下「受領当事者」 という。)の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
- 3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第15条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】



本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各1通を保有する。

2020年1月23日

甲:東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社メンバーズ

代表取締役 剣 持

乙: 東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社メンバーズエッジ

代表取締役 塚 本





吸収合併契約書

(吸収合併存続会社)株式会社メンバーズ(以下「甲」という。)及び(吸収合併消滅会社)株式会社メンバーズシフト(以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収合併)

- 1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅 会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)を行う。
- 2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲(吸収合併存続会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズ
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 - ② 乙(吸収合併消滅会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズシフト
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号

第2条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条(合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条(乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新 株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第5条(資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条(簡易合併·略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ず に行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第7条 (権利義務の承継)

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

第8条(従業員の承継)

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員(以下「乙従業員」という。) を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの 詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって それぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合 には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第10条 (本契約の変更・解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第 12 条 (公表)

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表(取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。)については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第13条(費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用(弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。)について、各自これを負担する。

第14条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報(以下「秘密情報」という。)を第三者(自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。)に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
- 2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者(以下「受領当事者」 という。)の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
- 3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第15条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020年1月23日



甲:東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社メンバーズ

代表取締役 剣 持



乙:東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社メンバーズシフト

代表取締役 髙 口





吸収合併契約書

(吸収合併存続会社)株式会社メンバーズ(以下「甲」という。)及び(吸収合併消滅会社)株式会社メンバーズデータアドベンチャー(以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収合併)

- 1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅 会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)を行う。
- 2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲(吸収合併存続会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズ
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 - ② 乙(吸収合併消滅会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズデータアドベンチャー
 - 住 所 東京都品川区西五反田七丁目 25 番 5 号

第2条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条(合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条(乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新 株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第5条(資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条(簡易合併·略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、 本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任 意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第7条 (権利義務の承継)

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

第8条(従業員の承継)

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員(以下「乙従業員」という。) を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの 詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって それぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合 には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第10条(本契約の変更・解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第12条(公表)

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表(取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。)については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第13条(費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用(弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。)について、各自これを負担する。

第14条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報(以下「秘密情報」という。)を第三者(自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。)に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
- 2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者(以下「受領当事者」という。)の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
- 3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第15条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各1通を保有する。



2020年1月23日

甲:東京都中央区晴海一丁目8番10号 株式会社メンバーズ 代表取締役 剣 持 忠

乙:東京都品川区西五反田七丁目 25 番 5 号 株式会社メンバーズデータアドベンチャー 代表取締役 白 井 恵 里





吸収合併契約書

(吸収合併存続会社)株式会社メンバーズ(以下「甲」という。)及び(吸収合併消滅会社)株式会社メンバーズユーエックスワン(以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収合併)

- 1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅 会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)を行う。
- 2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲(吸収合併存続会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズ
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 - ② 乙(吸収合併消滅会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズユーエックスワン
 - 住 所 東京都品川区西五反田七丁目 25 番 5 号

第2条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条(合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条(乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新 株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第5条(資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条(簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、 本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任 意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ず に行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第7条 (権利義務の承継)

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

第8条(従業員の承継)

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員(以下「乙従業員」という。) を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの 詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって それぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合 には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第10条(本契約の変更・解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第 12 条 (公表)

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表(取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。)については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第13条(費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用(弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。)について、各自これを負担する。

第14条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報(以下「秘密情報」という。)を第三者(自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。)に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
- 2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者(以下「受領当事者」 という。)の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
- 3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第15条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各1通を保有する。

は水が

2020年1月23日

甲:東京都中央区晴海一丁目8番10号 株式会社メンバーズ 代表取締役 剣 持 忠

乙:東京都品川区西五反田七丁目 25 番 5 号 株式会社メンバーズユーエックスワン 代表取締役 舟 山 智





吸収合併契約書

(吸収合併存続会社)株式会社メンバーズ(以下「甲」という。)及び(吸収合併消滅会社)株式会社メンバーズメディカルマーケティング(以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収合併)

- 1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅 会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)を行う。
- 2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲(吸収合併存続会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズ
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 - ② 乙(吸収合併消滅会社)
 - 商 号 株式会社メンバーズメディカルマーケティング
 - 住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号

第2条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条(合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条(乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新 株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第5条(資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条(簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第7条 (権利義務の承継)

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

第8条(従業員の承継)

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員(以下「乙従業員」という。) を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの 詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって それぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合 には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第10条 (本契約の変更・解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第12条(公表)

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表(取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。)については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第13条(費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用(弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。)について、各自これを負担する。

第14条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報(以下「秘密情報」という。)を第三者(自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。)に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
- 2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者(以下「受領当事者」という。)の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
- 3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第15条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各1通を保有する。

2020年1月23日



甲:東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社メンバーズ

代表取締役 剣 持



乙:東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

代表取締役 剣 持



別紙2 計算書類等

株式会社エンゲージメント・ファースト 株式会社メンバーズキャリア 株式会社メンバーズエッジ 株式会社メンバーズシフト 株式会社メンバーズデータアドベンチャー 株式会社メンバーズユーエックスワン 株式会社メンバーズメディカルマーケティング(※)

(※) 株式会社メンバーズメディカルマーケティング (旧社名 株式会社 MOVAAA) は 2019 年 4 月 1 日付で商号を変更しているため、計算書類等は株式会社 MOVAAA の実績を記載しております。

決 算 報 告 書

[第7期]

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト 東京都中央区晴海1丁目8番10号

貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社 エンゲージメント・ファースト

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	78,237,674	流動負債	46,703,258
		買掛金	21, 787, 803
現金及び預金	33, 854, 124	1 年 内 返 済 予 定 の 関係会社長期借入金	9, 000, 000
		未 払 金	7, 954, 312
売 掛 金	43, 879, 068	未払消費税等	3, 747, 172
		未払法人税等	3, 106, 300
前 払 費 用	504, 482	預 り 金	66, 773
		賞 与 引 当 金	1, 040, 898
		固定負債	2,250,000
固定資産	7,000,000	関 係 会 社 長 期 借 入 金	2, 250, 000
		負 債 合 計	48,953,258
無形固定資産	7,000,000	(純資産の部)	
		株 主 資 本	36,284,416
のれん	7,000,000	資 本 金	10,000,000
		利 益 剰 余 金	26,284,416
		その他利益剰余金	26, 284, 416
		繰越利益剰余金	26, 284, 416
		純 資 産 合 計	36,284,416
資 産 合 計	85,237,674	負債純資産合計	85,237,674

損益計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

W TO THE				(幸匹・11)
	科	目	金	額
売	上	高		166,717,636
売	上原	価		114,956,424
売	上 総 利	益		51,761,212
販売	費及び一般管理	里費		31,789,084
営	業利	益		19,972,128
営	業 外 収	益		
受	取 利	息	307	
受	取 手 数	料	320,000	
そ	\mathcal{O}	他	270	320, 577
営	業 外 費	用		
支	払 利	息	168, 288	168, 288
経	常利	益		20,124,417
税引	前 当 期 純 利	益		20,124,417
法人	、税、住民税及び事	業税	6, 382, 246	6, 382, 246
当	期 純 利	益		13,742,171

売上原価明細書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

科			目				金	額
製品売上原価								
当期製品製造原作	洒						114, 956, 424	114, 956, 424
	売	上	原	価	合	計		114,956,424

製造原価報告書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

		i ,	科			目	金	額
広	告	媒	体	費				
	広	告	媒	体	費		2, 634, 151	2, 634, 151
労		務		費				
	出	向	負	担	金		22, 373, 612	
	賞				与		695, 080	
	賞	与 引	当点	会繰 7	、額		1, 040, 898	
	法	定	福	利	費		243, 365	
	福	利	厚	生	費		81,000	24, 433, 955
経				費				
	外		注		費		80, 559, 396	
	荷	造		運	賃		600	
	交		際		費		161, 066	
	会		議		費		241, 582	
	諸		会		費		379, 259	
	旅	費	交	通	費		1, 660, 717	
	消	耗		品	費		41, 476	
	IT	関		連	費		834, 790	
	租.	税		公	課		61, 400	
	水	道	光	熱	費		270, 000	
	地	代		家	賃		555, 198	
	手		数一		料		2, 247, 107	
	教	育	研	修	費		822, 153	
	新	聞	図	書	費		30, 959	
	雑				費	ンレ +HD 600 生H 24	22, 615	87, 888, 318
						当期総製造費用		114,956,424
						計 业		114,956,424
						当 期 製 品 製 造 原 価		114,956,424

販売費及び一般管理費

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト (単位:円)

. /	• / •		(単位:円)
科		目	金額
向	負 担	金	12, 455, 494
利	厚 生	費	24, 000
告	宣 伝	費	2, 848, 250
売	促 進	費	589, 010
造	運	賃	14, 904
	際	費	549, 560
	議	費	5, 574
	会	費	100, 000
費	交 通	費	422, 108
耗	品	費	22, 296
関	連	費	194, 562
税	公	課	126, 900
価	償 却	費	48, 234
払	手 数	料	6, 846, 450
育	研 修	費	507, 415
れ	ん 償	却	7, 000, 000
聞	図書	費	31, 827
		費	2, 500
			31, 789, 084
	科 向利告売 費 価払育れ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	科 向利告売 費 価払育れ負厚宣促 際議会交 償手研ん担生伝進 品連公 お数修償	向利告売 費 群関税 価払育れ聞負厚宣促 際議会交 は事がの図 はまによ

株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

		株主資本								
		利益剰	制余金							
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計					
		繰越 利益剰余金	合計	ПП						
2018年4月1日残高	10, 000, 000	12, 542, 245	12, 542, 245	22, 542, 245	22, 542, 245					
事業年度中の変動額										
当期純利益		13, 742, 171	13, 742, 171	13, 742, 171	13, 742, 171					
事業年度中の変動額合計	0	13, 742, 171	13, 742, 171	13, 742, 171	13, 742, 171					
2019年3月31日残高	10, 000, 000	26, 284, 416	26, 284, 416	36, 284, 416	36, 284, 416					

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法に よっております。

(2) 引当金の計上方法

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将

来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しており

ます。

(3) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分にについて成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)
- ② その他の工事 工事完成基準
- (4) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等会計処理税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数 当事業年度増加株式数		当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発 行 済 株 式				
普通株式	1000 株	一株	一株	1000 株
合 計	1000 株	一株	一株	1000 株

決 算 報 告 書

[第5期]

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア 東京都品川区西五反田七丁目25番5号

貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社 メンバーズキャリア

(単位・円)

株式会社 メンバースキャ	<i>y</i>		(単位:円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	363,006,488	流動負債	321,770,275
現金及び預金	203, 696, 350	1 年 内 返 済 予 定 の 関係会社長期借入金	8, 235, 296
売 掛 金	147, 005, 762	未 払 金	149, 046, 869
前 払 費 用	10, 536, 984	未払消費税等	49, 811, 275
そ の 他	1, 767, 392	未払法人税等	23, 368, 100
		預り金	16, 337, 611
固定資産	83,584,800	賞 与 引 当 金	74, 971, 124
有形固定資産	24,005,606		
建物	17, 191, 420	固定負債	18,529,408
工具器具備品	6, 814, 186	関 係 会 社 長 期 借 入 金	18, 529, 408
無形固定資産	1,661,538	負 債 合 計	340,299,683
ソフトウエア	1, 661, 538	(純資産の部)	
		株 主 資 本	106,291,605
投資その他の資産	57,917,656	資 本 金	30,000,000
繰 延 税 金 資 産	30, 532, 791	利 益 剰 余 金	76,291,605
敷金及び保証金	27, 384, 865	その他利益剰余金	76, 291, 605
		繰越利益剰余金	76, 291, 605
		純 資 産 合 計	106,291,605
資 産 合 計	446,591,288	負債純資産合計	446,591,288

損益計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア

林 八 云 仁 /	271 24497			(単位・口)
	科	目	金	額
売	上	吉		1,351,545,046
売	L 原	価		1,024,062,301
売 上	総利	益		327,482,745
販売費及	及び 一般 管理	! 費		273,860,888
営業	美 利	益		53,621,857
営 業	外 収	益		
受	取 利	息	1, 130	
そ	\mathcal{O}	他	1,800	2, 930
営 業	外 費	用		
支	払 利	息	318, 242	
そ	\mathcal{O}	他	43	318, 285
経常	常 利	益		53,306,502
税引前	当期 純利	益		53,306,502
法人税、	住民税及び事業	業税	29, 122, 772	
法 人	税 等 調 整	額	△ 12, 965, 089	16, 157, 683
当 期	純 利	益		37,148,819

売上原価明細書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア

科		F	1				金	額
製品売上原価								
当期製品製造原価	Б						1, 024, 062, 301	1, 024, 062, 301
	売	上	原	価	合	計		1,024,062,301

製造原価報告書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア

		<u>/////</u> 科			F	1			金		額
労		務	費								
	賃	金	手	当					645, 205, 8	82	
	賞			与					50, 471, 5	14	
	賞	与 引 当	金繰力	、額					65, 196, 4	11	
	法	定	畐 利	費					122, 476, 4	:02	
	出	向 負	負 担	金					89, 375, 7	73	
	福	利贝	1 生	費					11, 313, 0	00	984, 038, 982
経			費								
	外	Ž	È	費					1, 300, 0	00	
	荷	造	運	賃					226, 0	00	
	旅	費の	を通	費					36, 111, 4	57	
	IT	関	連	費					1, 454, 6	17	
	租	税	公	課					1, 2	00	
	減	価 億	賞 却	費					601, 6	58	
	手	梦	文	料					328, 3	87	40, 023, 319
				当	期総	※ 製	造	費用			1,024,062,301
						計					1,024,062,301
				当	期 製	品象	是	原 価			1,024,062,301

販売費及び一般管理費

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア

	科		目		金額
給	与		手	当	55, 981, 852
雑				給	441,000
出	向	負	担	金	49, 231, 215
賞				与	5, 589, 841
賞	与 引	当	金 繰	入	8, 999, 716
法	定	福	利	費	11, 320, 774
福	利	厚	生	費	10, 411, 586
広	告	宣	伝	費	592, 800
販	売	促	進	費	744, 000
荷	造		運	賃	328, 377
交		際		費	414, 375
会		議		費	3, 184, 749
旅	費	交	通	費	4, 286, 407
消	耗		品	費	5, 134, 656
IT	関		連	費	13, 877, 875
修		繕		費	210, 000
租	税		公	課	3, 734, 048
通		信		費	1, 033, 859
保		険		料	198, 890
水	道	光	熱	費	1, 272, 659
減	価	償	却	費	1, 032, 036
資	産 除	÷ -	去 費	用	599, 293
IJ	<u> </u>		ス	料	34, 900
地	代		家	賃	14, 822, 040
支	払	手	数	料	23, 713, 362
教	育	研	修	費	18, 558, 954
求	人	採	用	費	35, 298, 874
新	聞	図	書	費	2, 027, 250
雑				費	785, 500
					273, 860, 888

株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア

NO CARE / / / / /	/				(+1-1	
		利益剰	則余金			
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計	
		繰越 利益剰余金	合計	ц ні		
2018年4月1日残高	30, 000, 000	39, 142, 786	39, 142, 786	69, 142, 786	69, 142, 786	
事業年度中の変動額						
当期純利益		37, 148, 819	37, 148, 819	37, 148, 819	37, 148, 819	
事業年度中の変動額合計	0	37, 148, 819	37, 148, 819	37, 148, 819	37, 148, 819	
2019年3月31日残高	30, 000, 000	76, 291, 605	76, 291, 605	106, 291, 605	106, 291, 605	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8~50年

工具、器具及び備品 4~10年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に

よっております。

(2) 引当金の計上方法

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将

来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しており

ます。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等会計処理税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発 行 済 株 式				
普通株式	600 株	一株	一株	600 株
合 計	600 株	一株	-株	600 株

決 算 報 告 書

[第2期]

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ 東京都中央区晴海1丁目8番10号

貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社 メンバーズエッジ

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	90,746,409	流動負債	57,237,010
現金及び預金	50, 876, 630	買掛金	192, 323
売 掛 金	34, 831, 506	未 払 金	31, 725, 345
前 払 費 用	1, 459, 873	未払法人税等	651, 200
未 収 入 金	3, 578, 400	未払消費税等	6, 227, 837
		預 り 金	1, 775, 725
固定資産	8,077,956	賞 与 引 当 金	16, 664, 580
有形固定資産	7,803,956	負 債 合 計	57,237,010
建物	6, 304, 712	(純資産の部)	
工具器具備品	1, 499, 244	株 主 資 本	41,587,355
		資 本 金	40,000,000
投資その他の資産	274,000	利 益 剰 余 金	1,587,355
敷金及び保証金	274, 000	その他利益剰余金	1, 587, 355
		繰越利益剰余金	1, 587, 355
		純 資 産 合 計	41,587,355
資 産 合 計	98,824,365	負債純資産合計	98,824,365

損益計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

		/ •			(十四・11)
	科		目	金	額
売	上		高		302,043,391
売	上	原	価		225,680,715
売	上 総	利	益		76,362,676
販 売	費及び一	般管理	費		86,015,421
営	業	損	失		9,652,745
営	業外	収	益		
受	取	利	息	369	
消	費税簡易課	税差額収	八	6, 527, 139	6, 527, 508
営	業外	費	用		
雑	損		失	21, 513	21, 513
経	常	損	失		3,146,750
税引	前 当 期	純 損	失		3,146,750
法ノ	人税、住民税	2及び事業			2, 389, 155
当	期 純	損	失		5,535,905

売上原価明細書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

科		目				金	額
製品売上原価							
当期製品製造原作	<u> </u>					225, 680, 715	225, 680, 715
	売 上	原	価	合	計		225,680,715

製造原価報告書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

休八云红	メンハース	エツン			(単位:円)
	科		目	金	額
労	務	費			
賃	金	手	当	77, 446, 052	
賞			与	9, 461, 773	
賞	与 引 当 🥝	金繰入	、額	17, 416, 764	
法	定福	利	費	15, 869, 998	
出	向 負	担	金	74, 920, 592	
福	利 厚	生	費	2, 041, 266	197, 156, 445
経		費			
外	注		費	1, 360, 100	
荷	造	運	賃	331, 490	
交	際		費	290, 363	
会	議		費	6, 326	
消	耗	品	費	77, 202	
IT	関	連	費	8, 773, 661	
旅	費	通	費	7, 373, 931	
通	信		費	216, 584	
水	道 光	熱	費	2, 721, 589	
減	価 償	却	費	426, 344	
地	代	家	賃	6, 946, 680	28, 524, 270
			当 期 総 製 造 費 用		225,680,715
			計		225,680,715
			当 期 製 品 製 造 原 価		225,680,715

販売費及び一般管理費

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

体八云红	<i>メンハ</i> -				(+ 1)	4:円)
	科		目		金	頂
給	与		手	当	5, 364,	842
出	向	負	担	金	35, 286,	699
賞				与	1, 699,	600
賞	与 引	当	金 繰	入	2, 881,	110
法	定	福	利	費	1, 645,	684
福	利	厚	生	費	1, 205,	877
広	告	宣	伝	費	1, 684,	927
荷	造		運	賃	198,	956
交		際		費	74,	811
会		議		費	28,	917
旅	費	交	通	費	1, 234,	755
消	耗		品	費	1, 831,	858
IT	関		連	費	907,	478
租	税		公	課	77,	200
通		信		費	65,	120
保		険		料	70,	610
支	払	手	数	料	10, 481,	393
教	育	研	修	費	1, 809,	842
求	人	採	用	費	19, 293,	714
新	聞	図	書	費	172,	028
					86, 015,	421

株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

WEYT TO THE TO			資本		(十一下・11)
		利益剰	剰余金		
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計
	繰越 合計 利益剰余金		ц ні		
2018年4月1日残高	40, 000, 000	7, 123, 260	7, 123, 260	47, 123, 260	47, 123, 260
事業年度中の変動額					
当期純損失		△5, 535, 905	△5, 535, 905	△5, 535, 905	△5, 535, 905
事業年度中の変動額合計	0	△5, 535, 905	△5, 535, 905	△5, 535, 905	△5, 535, 905
2019年3月31日残高	40, 000, 000	1, 587, 355	1, 587, 355	41, 587, 355	41, 587, 355

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15~50 年

工具、器具及び備品 6~10年

(2) 引当金の計上方法

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、

将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上してお

ります。

(3) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗度の見積りは、原価比例法)

② その他の工事 工事完成基準

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等会計処理税抜方式によっております。なお、簡易課税制度を

適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	株式の種類 当事業年度期首の株式数		当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	800 株	一株	一株	800 株
合 計	800 株	一株	一株	800 株

決 算 報 告 書

[第1期]

自 2018年4月2日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト 東京都中央区晴海1丁目8番10号

貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社 メンバーズシフト

休式云社 メンハースシノ		ty ==	(単位:円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,577,609	流動負債	10,070,675
		買 掛 金	6, 563, 160
現金及び預金	17, 286, 779	未 払 金	2, 072, 026
		未払法人税等	165, 000
売 掛 金	7, 928, 820	未払消費税等	320, 246
		預 り 金	473, 387
仕 掛 品	195, 000	賞 与 引 当 金	476, 856
		負 債 合 計	10,070,675
前 払 費 用	166, 983	(純資産の部)	
		株主資本	15,506,934
その他	27	資 本 金	30,000,000
		利益剰余金	△14,493,066
		その他利益剰余金	\triangle 14, 493, 066
		繰越利益剰余金	\triangle 14, 493, 066
		純 資 産 合 計	15,506,934
資 産 合 計	25,577,609	負債純資産合計	25,577,609

損益計算書

自 2018年4月2日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

科	目	金	額
 売 上	高		43,979,774
売 上 原	価		35,108,317
売 上 総 利	益		8,871,457
販売費及び一般管理	費		23,199,703
営 業 損	失		14,328,246
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	180	180
経 常 損	失		14,328,066
税引前当期純損	失		14,328,066
法人税、住民税及び事業		165, 000	165, 000
当期純損	失		14,493,066

売上原価明細書

自 2018年4月2日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

科		目					金	額
製品売上原価								
当期製品製造原作	西						35, 108, 317	35, 108, 317
	売 .	上	原	価	合	計		35,108,317

製造原価報告書

自 2018年4月2日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

,		·		(=== ! 4/
	科	目	金	額
経	費			
外	注	費	35, 303, 317	35, 303, 317
		当 期 総 製 造 費 用		35,303,317
		計		35,303,317
		期末仕掛品棚卸高		195, 000
		当 期 製 品 製 造 原 価		35,108,317

販売費及び一般管理費

自 2018年4月2日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

	_ · •	/ /	(十四・11)	
科		目		金額
向	負	担	金	16, 230, 735
			与	284, 250
与 引	当	金 繰	入	476, 856
定	福	利	費	105, 104
利	厚	生	費	375, 600
告	宣	伝	費	1, 899, 150
売	促	進	費	36, 000
造		運	賃	2, 550
	際		費	25, 455
	議		費	13, 500
費	交	通	費	115, 793
耗		品	費	13, 668
関		連	費	1, 019, 642
税		公	課	311, 990
道	光	熱	費	120, 000
代		家	賃	246, 756
払	手	数	料	1, 781, 450
育	研	修	費	141, 204
				23, 199, 703
	与 年	科 向 定利告売 費 道 払 向 引 造	科 向 与 定利告売 費 其 担 人 有 当福厚宣促 際議交 光 手 金 運 品連公 家 数	科 向 引 定利告売 費 群関税 代 有 当福厚宣促 際議交 品連公 家 数

株主資本等変動計算書

自 2018年4月2日 至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

THE TOTAL			(十二・11)			
		利益剰	制余金		純資産 合計	
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		繰越 利益剰余金	合計	Ц #1		
2018年4月2日残高		_			_	
事業年度中の変動額						
新株の発行	30, 000, 000			30, 000, 000	30, 000, 000	
当期純損失		△14, 493, 066	△14, 493, 066	△14, 493, 066	△14, 493, 066	
事業年度中の変動額合計	30, 000, 000	△14, 493, 066	△14, 493, 066	15, 506, 934	15, 506, 934	
2019年3月31日残高	30, 000, 000	$\triangle 14, 493, 066$	$\triangle 14, 493, 066$	15, 506, 934	15, 506, 934	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の

低下による簿価切下げの方法)

(2) 引当金の計上の方法

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将

来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しており

ます。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等会計処理税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数		
発 行 済 株 式						
普通株式	一株	600 株	一株	600 株		
合 計	-株	600 株	-株	600 株		

決 算 報 告 書

[第1期]

自 2018年11月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー 東京都品川区西五反田七丁目25番5号

貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,291,055	流動負債	8,610,856
		未 払 金	7, 375, 079
現金及び預金	21, 370, 764	未払法人税等	75, 000
		預 り 金	74, 811
売 掛 金	2, 477, 518	賞 与 引 当 金	1, 085, 966
		負 債 合 計	8,610,856
前 払 費 用	4, 428, 402	(純資産の部)	
		株 主 資 本	19,680,199
そ の 他	14, 371	資 本 金	30,000,000
		利益剰余金	△10,319,801
		その他利益剰余金	\triangle 10, 319, 801
		繰越利益剰余金	△10, 319, 801
		純 資 産 合 計	19,680,199
資 産 合 計	28,291,055	負債純資産合計	28,291,055

損益計算書

自 2018年11月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

	科		目	金	額
売	上		高		4,315,998
売	上	原	価		4,646,125
売	上 総	損	失		330,127
販 売	費及び一	般管理	費		9,914,742
営	業	損	失		10,244,869
営	業外	収	益		
受	取	利	息	68	68
経	常	損	失		10,244,801
税引	前 当 期	純 損	失		10,244,801
法ノ	人税、住民税	見及び事業	美税	75, 000	75, 000
当	期 純	損	失		10,319,801

売上原価明細書

自 2018年11月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

科						金	額	
製品売上原価								
当期製品製造原作	西						4, 646, 125	4, 646, 125
	売	上	原	価	合	計		4,646,125

製造原価報告書

自 2018年11月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

		Ę	科				目					金	客	頂
労		務	:	費										
	賃	金		手	当							752, 174		
	賞	与引	当 金	: 繰力	、額							704, 677		
	法	定	福	利	費							233, 966		
	出	向	負	担	金							2, 840, 713		
	福	利	厚	生	費							3, 500		4, 535, 030
経				費										
	旅	費	交	通	費							83, 588		
	消	耗		品	費							21, 907		
	IT	関		連	費							5,600		111, 095
					<u> </u>	当 期	総	製	造	費月	Ħ			4,646,125
								計						4,646,125
					<u>}</u>	当期	製,	品集	り造	原值	西			4,646,125

販売費及び一般管理費

自 2018年11月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

71111			27 F	* / 1	(中位・11)
	科		目		金額
出	向	負	担	金	4, 897, 286
賞	与 引	当	金 繰	入	381, 289
法	定	福	利	費	50, 088
福	利	厚	生	費	37, 100
広	告	宣	伝	費	42, 700
荷	造		運	賃	129, 191
交		際		費	13, 935
旅	費	交	通	費	95, 595
消	耗		品	費	23, 695
IT	関		連	費	364, 189
租	税		公	課	480, 120
通		信		費	16, 648
水	道	光	熱	費	50,000
地	代		家	賃	102, 815
支	払	手	数	料	856, 850
教	育	研	修	費	160, 480
求	人	採	用	費	2, 178, 822
新	聞	义	書	費	33, 939
					9, 914, 742

株主資本等変動計算書

自 2018年11月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

(単位・円)

		株主資本						
		利益乗	制余金					
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計			
		繰越 利益剰余金	合計	П в І				
2018年11月1日残高	_	_	_	_	_			
事業年度中の変動額								
新株の発行	30, 000, 000			30, 000, 000	30, 000, 000			
当期純損失		△10, 319, 801	△10, 319, 801	△10, 319, 801	△10, 319, 801			
事業年度中の変動額合計	30, 000, 000	△10, 319, 801	△10, 319, 801	19, 680, 199	19, 680, 199			
2019年3月31日残高	30, 000, 000	△10, 319, 801	△10, 319, 801	19, 680, 199	19, 680, 199			

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 引当金の計上方法

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将 来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しており ます。

(2) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等会計処理 税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発 行 済 株 式				
普通株式	一株	600 株	一株	600 株
合 計	一株	600 株	一株	600 株

決 算 報 告 書

[第1期]

自 2019年2月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズユーエックスワン 東京都中央区晴海1丁目8番10号

貸借対照表

	2019年 3 月	31日現在							
株式会社メンバーズユーエックスワン (単位:円)									
科目	金額	科目	金額						
(資産の部)		(負債の部)							
流動資産	28,719,310	流動負債	2,248,871						
		未 払 金	2, 218, 871						
現金及び預金	28, 192, 783	未払法人税等	30,000						
前 払 費 用	384, 067	負 債 合 計	2,248,871						
		(純資産の部)							
その他	142, 460	株主資本	26,470,439						
		資 本 金	30,000,000						
		利 益 剰 余 金	△3,529,561						
		その他利益剰余金	$\triangle 3, 529, 561$						
		繰越利益剰余金	$\triangle 3, 529, 561$						
		純 資 産 合 計	26,470,439						
資 産 合 計	28,719,310	負債純資産合計	28,719,310						

損益計算書

自 2019年2月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズユーエックスワン

科	目	金	額
販売費及び一般管理費			3,499,561
営 業 損 失			3,499,561
経 常 損 失			3,499,561
税引前当期純損失			3,499,561
法人税、住民税及び事業税		30, 000	30, 000
当期 純損 失			3,529,561

販売費及び一般管理費

自 2019年2月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズユーエックスワン

71 (— 1— 2						(
	科		目		金	額
出	白	負	担	金		1, 313, 467
福	利	厚	生	費		4,800
旅	費	交	通	費		8,846
消	耗			費		13, 054
IT	関		連	費		116, 926
租	税		公	課		475, 820
水	道	光	熱	費		20,000
地	代		家	賃		41, 126
支	払	手	数	料		399,000
求	人	採	用	費		1, 106, 522
						3, 499, 561

株主資本等変動計算書

自 2019年2月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズユーエックスワン

(単位・円)

休式去社プンパースユーエックスソン									
		株主資本							
		利益類	制余金						
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計				
		繰越 利益剰余金	合計	П ві					
2019年2月1日残高	_	_	_	_					
事業年度中の変動額									
新株の発行	30, 000, 000			30, 000, 000	30, 000, 000				
当期純損失		△3, 529, 561	△3, 529, 561	△3, 529, 561	△3, 529, 561				
事業年度中の変動額合計	30, 000, 000	△3, 529, 561	△3, 529, 561	26, 470, 439	26, 470, 439				
2019年3月31日残高	30, 000, 000	△3, 529, 561	$\triangle 3,529,561$	26, 470, 439	26, 470, 439				

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等会計処理 税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式	式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発 行	済 株 式				
普	通株式	一株	600 株	一株	600 株
É	計	一株	600 株	一株	600 株

決 算 報 告 書

[第5期]

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング 東京都中央区晴海1丁目8番10号

貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	101,015,076	流動負債	56,319,103
		買掛金	20, 655, 921
現金及び預金	57, 024, 814	未 払 金	16, 521, 414
売 掛 金	41, 025, 701	未 払 消 費 税 等	4, 666, 464
仕 掛 品	2, 036, 158	未払法人税等	10, 621, 300
前 払 費 用	928, 403	預 り 金	71, 164
		賞 与 引 当 金	3, 782, 840
		負 債 合 計	56,319,103
固定資産	411,915	(純資産の部)	
		株 主 資 本	45,107,888
有形固定資産	411,915	資 本 金	10,000,000
工具器具備品	411, 915	利 益 剰 余 金	35,107,888
		その他利益剰余金	35, 107, 888
		繰越利益剰余金	35, 107, 888
		純 資 産 合 計	45,107,888
資 産 合 計	101,426,991	負債純資産合計	101,426,991

損益計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

科	目	金	 額
+ .	±		050 000 010
	高		259,030,919
売 上 原	価		196,601,886
売 上 総 利	益		62,429,033
販売費及び一般管	理 費		25,210,561
営 業 利	益		37,218,472
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	407	
その	他	210	617
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	2, 466	
その	他	882	3, 348
経常利	益		37,215,741
税引前当期純	利益		37,215,741
法人税、住民税及び	事業税	13, 372, 761	13, 372, 761
当 期 純 利	益		23,842,980

売上原価明細書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

科		目				金	額
製品売上原価							
当期製品製造原品	Б					196, 601, 886	196, 601, 886
	売」	. 原	価	合	計		196,601,886

製造原価報告書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

			科			目	金	額
広	告	媒	体	費				
	広	告	媒	体	費		29, 443, 474	29, 443, 474
労		務		費				
	出	向	負	担	金		61, 419, 476	
	賞				与		3, 476, 262	
	賞	与 引	当金	仓繰 7	、額		3, 782, 840	
	法	定	福	利	費		987, 717	
	福	利	厚	生	費		115, 667	69, 781, 96
経				費				
	外		注		費		91, 012, 725	
	荷	造	Ė	運	賃		176, 000	
	交		際		費		38, 723	
	会		議		費		2, 660	
	旅	費	交	通	費		1, 351, 403	
	消	寿	É	品	費		92, 784	
	IT	関	3	連	費		3, 700, 791	
	租	移	Ź	公	課		108, 200	
	通		信		費		83, 476	
	水	道	光	熱	費		660, 000	
	減	価	償	却	費		159, 450	
	地	什	Ċ	家	賃		1, 357, 176	
	手		数		料		140, 000	
	業	務	委	託	費		486, 450	
	教	育	研	修	費		4, 480	
	新	聞	図	書	費		9, 755	99, 384, 07
					<u> 필</u>	当期総製造費用		198,609,509
					其	明首仕掛品棚卸高		28, 53
						計		198,638,04
					其	明末仕掛品棚卸高		2, 036, 15
					뇔	当期 製 品 製 造 原 価		196,601,886

販売費及び一般管理費

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

かいとくみ エン	•	• / /	1 /4/1	• //	イマン(中国・ログ
	科		目		金額
出	白	負	担	金	9, 996, 412
福	利	厚	生	費	668, 542
広	告	宣	伝	費	1, 636, 956
販	売	促	進	費	250, 000
荷	造		運	賃	43, 163
交		際		費	81, 218
会		議		費	39, 287
旅	費	交	通	費	1, 921, 299
消	耗		品	費	700
IT	関		連	費	1, 017, 266
租	税		公	課	70, 500
減	価	償	却	費	86,000
支	払	手	数	料	8, 962, 299
教	育	研	修	費	64, 001
求	人	採	用	費	330,000
新	聞	図	書	費	42, 918
					25, 210, 561

株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

		株主資本				
		利益乗	制余金			
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計	
		繰越 利益剰余金	合計	⊔н		
2018年4月1日残高	10, 000, 000	11, 264, 908	11, 264, 908	21, 264, 908	21, 264, 908	
事業年度中の変動額						
当期純利益		23, 842, 980	23, 842, 980	23, 842, 980	23, 842, 980	
事業年度中の変動額合計	0	23, 842, 980	23, 842, 980	23, 842, 980	23, 842, 980	
2019年3月31日残高	10, 000, 000	35, 107, 888	35, 107, 888	45, 107, 888	45, 107, 888	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に

よる簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっ

ております。

(3) 引当金の計上方法

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来

の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分にについて成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)

② その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等会計処理

税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発 行 済 株 式				
普通株式	1000 株	一株	一株	1000 株
合 計	1000 株	一株	一株	1000 株